

身延町営住宅入居のご案内

≪受付・お問合せ先≫
 身延町役場 建設課 建築住宅担当
 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350
 Tel0556-42-4808（建設課直通）

【申し込み者の資格】 ※次の要件を全て満たしている方に限ります

- ① 住宅に困窮していること（※持家等を有している場合は入居できません）
- ② 世帯を構成していること（※但し、60歳以上の方等単身入居が可能な場合もあります）
（※婚約者との入居申し込みは、婚姻の概ね3ヶ月前から申し込みが可能）
- ③ 身延町営住宅条例で定める基準内の収入であること（※裏面【入居資格収入基準】を参照）
（※入居申込者及び同居を希望する世帯員全員の収入を合算して計算します）
- ④ 市区町村税の滞納がないこと（※入居申込者及び同居を希望する世帯員全員）
- ⑤ 暴力団構成員でないこと（※入居申込者及び同居を希望する世帯員全員）
- ⑥ 山梨県内に住所を有する者又は3親等以内の親族で日本国内に居住する連帯保証人が
たてられること
（※公営住宅に入居している人、市区町村税等の滞納がある人は連帯保証人にはなれません。
連帯保証人は、入居申込者の家賃及びその他住宅に係る債務を保証する能力（収入）を
有する人である必要があります）

【申し込み時に提出する書類】

区分	提出書類名		提出部数	備考
入居申込者	①	「身延町営住宅入居申込書」（町指定用紙）	1通	
	②	「所得課税証明書」（直近のもの） （入居申込者・世帯員分）	各 1通	※所得等の確認
	③	「納税証明書」（直近のもの）（入居申込者・世帯員分） （身延町内の方は町指定用紙「納税証明願い」）	各 1通	※滞納の有無の確認
	④	「住民票（謄本）」（本籍・続柄等の記載のあるもの） （婚約中の方は双方の住民票謄本）	1通	※住所等の確認
	⑤	「印鑑証明書」（入居申込者分）	1通	
	⑥	※「障害者手帳等の写し」（該当者がいる場合のみ）	各 1通	※裁量該当の有無の確認
	⑦	※「婚約承諾書」（婚約中での申し込みの場合） （町指定用紙）	1通	※婚約中であることの確認
連帯保証人	①	「所得課税証明書」（直近のもの）	1通	※所得の確認
	②	「納税証明書」（直近のもの） （身延町内の方は町指定用紙「納税証明願い」）	1通	※滞納の有無の確認
	③	「印鑑証明書」	1通	

※「所得課税証明書」は、6月～12月に申し込みをする場合は、その年の1月1日現在に住
民票のあった市区町村役場で取得してください。1月～5月に申し込みをする場合は、前々
年分の所得課税証明書」と共に、前年分の「源泉徴収票」も併せて提出してください。

※課税されていない等の理由により証明書類が交付されない場合は、「所得証明書」、「非課
税証明書」を交付してもらってください。

※証明書類の取得にあたり、交付窓口で運転免許証等による本人確認を行っております。別世
帯の人に委任する場合は「委任状」が必要です。

【入居資格収入基準】

※入居申込者及び入居世帯員の所得の合計を、次の計算式に当てはめて得た金額（収入認定月額）が、一般世帯については下記①、裁量世帯にあつては下記②の金額の範囲内であること

- ・各々の前年の給与支払総額から給与所得控除後の金額を求めて合算する、又は所得課税証明書の合計所得金額を合算する（ア）
- ・入居申込者（名義人）を除いた世帯員1人につき38万円を（ア）の金額から引く（イ）
- ・下記【控除】欄に記載の控除対象者に該当する場合は、その金額を（イ）と同様に（ア）から引く（ウ）
- ・（ア）から（イ）と（ウ）引いた金額を12で除す（割る）＝「収入認定月額」（エ）

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
$\frac{\text{総所得金額} - (38\text{万円} \times \text{名義人を除く世帯員数} + \alpha \text{控除})}{12\text{ヶ月}}$			$= \text{収入認定月額}$
			(入居収入基準)

- ① 一般世帯：収入認定月額 158,000円 以下
- ② 裁量世帯：収入認定月額 214,000円 以下【高齢者裁量・障害者裁量・その他裁量】
- ③ 裁量世帯：収入認定月額 259,000円 以下【子育て裁量・若夫婦裁量】

【裁量世帯とは】

- ◇子育て裁量◇ 18歳未満の方がいる世帯
- ◇若夫婦等裁量◇ 同居者が配偶者等のみであつて、いずれかが39歳以下である世帯
- ◇障害者裁量◇ 障害者がいる世帯（但し種別・等級により該当にならない場合もあります）
- ◇高齢者裁量◇ 入居者及び同居者のいずれもが60歳以上である世帯
- ◇その他の裁量◇ 原子爆弾被爆者世帯、引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯

【控 除】※令和3年7月～

区分	控除対象者	控除金額 (1人あたり)	内 容
本人	寡 婦	27万円	法令に定められた人
	ひ と り 親	35万円	法令に定められた人
	障 害 者	27万円	法令に定められた人（証明するものが必要）
	特 別 障 害 者	40万円	法令に定められた人（証明するものが必要）
	給 与 年 金	10万円	両方（給与・公的年金等）受け取っている場合は、最大10万円控除
同居世帯員	同 居 世 帯 員	38万円	同居世帯員なら一律
	障 害 者	27万円	法令に定められた人（証明するものが必要）
	特 別 障 害 者	40万円	法令に定められた人（証明するものが必要）
	老人扶養親族	10万円	70歳以上の扶養親族
	特定扶養親族	25万円	16歳以上23歳未満の扶養親族
別居扶養親族	別居扶養親族	38万円	別居扶養親族なら一律
	障 害 者	27万円	法令に定められた人（証明するものが必要）
	特 別 障 害 者	40万円	法令に定められた人（証明するものが必要）
	老人扶養親族	10万円	70歳以上の扶養親族
	特定扶養親族	25万円	16歳以上23歳未満の扶養親族

※年齢基準日は収入の年に準ずる（例：令和6年分の収入なら令和6年12月31日現在の年齢）

【その他】

※入居申込から入居（鍵のお渡し）まで、概ね1ヶ月程度かかります。

※団地内で構成している「自治会」での活動にご協力頂きます。

（家賃とは別に「共益費（自治会費）」も納めて頂きます。）